

各位

個人番号（マイナンバー）に関するお知らせ

個人番号（マイナンバー）は、日本に住民登録のあるすべての人に一人ずつ付与され、社会保障、税、災害対策の行政手続きで必要になります。

会社では社会保険や税の決められた書類に個人番号（マイナンバー）を記載することが法令で定められた義務となっています。

そこで、皆さまには以下の事項についてくれぐれもご留意いただければ幸いです。

■弊社で仕事のスタートが決定しましたら、手続きの際には下記書類をご持参いただくこととなりますので、個人番号（マイナンバー）の提供にご協力下さい。

1. 個人番号確認書類（原本）
2. 身元確認書類（原本）
3. 印鑑
4. ご自身の振込口座の通帳1ページ目（写）又はキャッシュカード（写）
5. 扶養家族がある場合には、扶養家族の個人番号（個人事業主契約者以外）

※1.個人番号確認書類（原本）と2.身元確認書類（原本）について

個人番号確認書類の例

1. 個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票・住民票記載事項証明書

身元確認書類の例

2. 写真付きの身分証明書
個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書、学生証など
3. 写真付きの身分証明書の提示が困難な場合は、以下2点以上の書類
 - a 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童福祉手当証、児童福祉手当証書など
 - b 官公署などから発行・発給された書類その他のもので個人番号利用事務実施者が
適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日または住所が記載されているもの)など

■お預かりした個人番号（マイナンバー）は、定められた利用目的のみに使用し、厳正に管理いたします。またご本人及び第三者にいかなる場合も返却はいたしません。
当社の特定個人情報取扱規定に定められた保管期間を経過した場合には破棄いたします。

■提供の遅延や提供自体が行われないことに起因した社会的不利益については会社は一切責任を負いかねますので、何卒スムーズな提供にご協力下さい。